

平成31年度

国・県の施策及び予算に関する提案・要望

山 梨 県 町 村 会

平成31年度 国・県の施策及び予算に関する提案・要望

1	町村自治の確立について	1
2	地方の人口減少対策について	3
3	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた 取り組みについて	5
4	町村財政基盤の強化について	7
5	選挙制度の改善について	11
6	情報通信基盤整備による地域間情報格差の解消について	12
7	防災・災害対策の強化について	14
8	国民健康保険の安定運営の確保について	18
9	地域医療の充実について	20
10	がん検診及び定期予防接種に対する財政支援について	21
11	医療費助成制度について	23
12	子育て支援の充実について	24
13	高齢者福祉の充実・強化について	26
14	農業振興地域制度について	27
15	森林の保全対策について	29
16	林業・木材産業の振興及び特用林産物の生産振興について	31
17	野生鳥獣被害対策の継続強化について	33
18	太陽光発電施設適正導入ガイドラインの運用及び太陽光発電施設の適正な 処分に向けた制度の早期実現について	35
19	道路網の整備促進について	37
20	治山治水事業の推進強化について	40
21	上水道・下水道事業の安定的な経営確保について	41
22	社会資本総合整備事業関係予算等の充実について	44
23	移住定住促進に向けた住宅の活用について	45
24	教育環境の充実について	47
	道路整備箇所	50
	河川整備箇所	55

1 町村自治の確立について

【提案・要望の要旨】

国と地方が真に対等・協力の関係のもと、基礎自治体である町村の更なる自主性・自立性を高めた分権型社会の構築を推進すること

【現状と課題】

- 平成12年の地方分権一括法施行後、町村は、基礎自治体として地域の実情に沿った個性あふれる行政を主体的に展開していくこととなりました。
- しかしながら、全国的にも人口減少が深刻化する中、過疎地域も確実に増加し、町村の人的、財政的な負担は増大をたどる一方です。
- このような状況下では、町村が自立的に行政経営を行うことは困難であります。このことから、町村が発展し続けるためには、基礎自治体を中心とする地方公共団体が、税財政を含めた中で、自主的かつ自立的に行政を担うことができる仕組みに転換する必要があります。
- こうした中、地方分権改革の「提案募集方式」については、平成30年度の県内14町村の共同提案として、6件の事前相談を行い、その結果3件が本提案となりました。この3件については、町村はもとより全国的にも重要な課題となりますので、確実な対応を示してもらえよう強く求めるものであります。
- また、事前相談で取り下げとなった提案の中には、電話対応のみのやり取りのものがあり、内閣府からの助言等が記録に残らないものがありました。このことから、効果的な制度運営のためにも事前相談の内容についても記録に残る形での対応を求めます。
- また、国が従前から検討している権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等については、引き続き国自らが検討し、町村に権限を移譲する場合には、人件費を含めた財源も一体的に移譲する必要があります。
- 今後も引き続き、国と地方が真に対等・協力の関係の中で、実効ある対話を積み重ね、結果として目に見える形で成果を上げ、さらなる町村の自主性・自立性を高めた分権型社会を構築していく必要があります。
- 一方、道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、また、財源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏がますます豊かになり、財源や投資力に乏しい農山村との地域間格差は一層拡大し、加えて、道州における中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が埋没する懸念があります。したがって、これらの状況を招く道州

制は、導入してはなりません。

【具体的提案・要望内容】

- 1 提案募集方式について、町村からの提案は全て対応
- 2 提案募集方式の内閣府との事前相談は、記録に残る形で対応、かつ、必要に応じ、提案団体に資料を明示
- 3 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限移譲の推進
- 4 義務付け・枠付けの廃止・縮小と法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大
- 5 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化
- 6 町村へ権限を移譲する際の人件費を含めた必要となる財源の一体的移譲
- 7 道州制の非導入

2 地方の人口減少対策について

【提案・要望の要旨】

昨今の若者世代の地方移住希望者の増加を好機と捉え、地方の人口減少に対する最大限の政策を進めるとともに、町村の人口減少対策について積極的な支援を図ること

【現状と課題】

- 地方では、教育環境、就業環境の停滞により、若者の都市部への流出に歯止めがかからず、少子高齢社会が急加速しています。
- しかし、都市部視点で見ると、平成26年に全国町村会で提言した「農業・農村政策のあり方について」の中で訴える「田園回帰」が社会に浸透しつつあり、都市部の若者にその意識が高まってきた調査結果も発表されています。
- また、山梨県は、移住希望地ランキングで5年前から毎年長野県と1位、2位を競っており、移住先として人気が定着してきております。
そこで、これを好機と捉え、各種事業展開により、確実な県内への人の流れをつくる仕組みを構築する必要があります。
- まず「しごと」面では、学生の県内就職にむけて、大学、県、市町村が一体となり取り組んでいますが、未だ若者が都市部へ集中していく傾向にあります。その反面山梨県は、移住希望地として魅力ある地域と評価されています。その移住者の就業機会の確保は大切であり、単なる就労場所の用意よりも、若者、移住者にとって魅力ある就労場所の創出が必要と思われます。
- 加えて、地域の歴史や文化の象徴として守るべき伝統工芸品産業では、少子高齢化による人口減少が、生活用品の大量生産や輸入品の増加等と相まって、需要の低迷、産地従業者の高齢化、後継者不足などの課題を抱えています。県には、需要開拓や後継者育成など伝統工芸品産地の取り組みを支援する補助制度がありますので、産地組合等の積極的な活用を促進することが必要であると思われます。
- 一方、雇用機会の確保には、県内への企業の新たな立地や事業拡大が必要となります。このため、企業の進出拡大に資する制度の推進が求められるとともに、企業の県外流出に歯止めをかける支援制度の創出や町村で独自に行う雇用確保につながる事業に対する財政支援も必要となります。
- また、地域の魅力ある企業を存続させるために、事業承継に対する支援も重要であります。国では事業承継補助金などの制度を設けていますが、今後更に国、県、町村、商工会等の各種団体が連携し、実態の把握や相談受付体制の構築を図ることが必要と思われます。

更に、就業機会の拡大と同様に就学機会の拡大も流出の流れを変える鍵となることから、高等教育機関の新設や誘致も必要となります。

- 次に「ひと」については、「しごと」の充実により人の流れは流出から流入へと変わることが期待できますが、その流れを維持するためには、地方に留まる若者や移住してくる若者のライフプラン支援が必要となります。結婚、出産、子育て、就学と若い世代のライフステージに合せた切れ目ない支援が必要となります。
- 次に「まち」については、「しごと」と「ひと」を支える基盤となったり、「しごと」の達成と「ひと」の達成により時代や地域に合った「まち」としても形成されます。最終的な「まち」のあるべき姿を構築するためにも、それに対する支援が必要となることから、地方創生推進交付金を使い勝手の良いものにする必要があります。
- また、「まち」の創生に大きく寄与しているふるさと納税については、全国町村会としても、総務大臣通知を受け、適正な返礼品の送付について申し合せをしましたが、今後、ふるさと納税制度を健全にかつ永続的に発展させ、地場産業のPRなど、真に地方創生につながる仕組みとして活用できるようにする必要があります。
- また、交流人口の増加や地域PRのために、お祭りなどのイベントは良い機会となりますが、臨時出店での食品の取扱いに関する手続きについて、出店日数が3日以内であれば簡易ですが、4日を超えるとしっかりとした壁で囲われたプレハブやキッチンカーなどでなければ認められず、さらに季節を問わず同様の基準であります。
- 町村でのイベントの出店は地元住民が多く、このような施設設備を持っていないため4日を超える出店ができない人達があります。
- 交流人口の増加や地域PRの機会確保のため、臨時出店の手続きの冬場の基準緩和や簡易手続きの日数拡大が必要と考えます。

【具体的な提案・要望内容】

- 1 県内への企業の進出拡大に資する制度の推進
- 2 県内企業の県外流出に歯止めをかける支援制度の創出
- 3 雇用創出につながる、町村が行う事業についての財政支援
- 4 伝統工芸品産業への補助金の更なる周知、PR
- 5 県内企業の事業承継に対する支援体制の強化
- 6 政府関係機関の地方移転の拡大
- 7 大学の新設及び誘致を図るとともに、地方大学の振興に係る支援の実施
- 8 町村が子育て支援及び婚活事業を行う際における財政面も含めた支援
- 9 地方創生推進交付金については、対象事業となる要件の緩和及び自由度の高い交付金とし、その規模の拡充
- 10 ふるさと納税制度本来の趣旨について広く周知し、制度の健全かつ永続的な発展を図るよう支援
- 11 臨時出店での食品の取扱い及びその手続きの規制緩和

3 2020年東京オリンピック・パラリンピック

競技大会の開催に向けた取り組みについて

【提案・要望の要旨】

2020年東京オリンピック・パラリンピックを山梨県全体で盛り上げるための取り組みを進めることともに、インフラ整備などの各種課題について積極的な支援を行うこと。

【現状と課題】

- 東京オリンピック・パラリンピックは、会場となる町村はもちろんのこと、山梨県全体にとっても活性化に繋がる絶好の機会であります。
- このことから、各自治体との連携の強化及び各種イベントや講習会等の開催、関連グッズの作成・配布、マスコミの活用など各種広報活動の推進が求められます。
- また、インフラ整備等について、オリンピック自転車競技ロードレースのコースとして道志村と山中湖村を通るルートが正式決定となりました。コースとなる道路は、正式に決定されたことによる交通量の増加とあいまって、交通事故も急増しているため早急な整備が必要であります。
- 今後、さらに大勢の来訪者が予想されるため、会場や事前合宿地の周辺整備はもちろんのこと、アクセスを含めた広域的な道路、駐車場などのインフラ整備と交通手段の確保、湖畔、河川及び河川敷の管理徹底なども課題となっています。加えて、歩行者と自転車の安全を図るためにサイクリングロード未整備区間の早期完成及び自転車に乗る人達のためにサイクルステーションの設置、大会の際により多くの人達が楽しめるよう観戦スポット等の確保と管理などに関する支援も必要と考えます。
- 次に、景観形成について、来客者は基より全世界に発信される中継で、美しい風景を見てもらうための景観整備や美化活動が必要であります。また、山中湖においては、持ち込み船舶の増加が予想されるため、これに対する総量規制も必要であります。
- また、大会の運営には大勢のボランティアが必要となるので、その人材確保及び移動手段の確保や受け入れ体制も課題となっております。
- このような中、会場となる町村は限られた期間の中で準備を行わなければなりません。しかし、道路占用や大会エンブレム使用許可などに多くの時間を要することや国立公園の規制区域のため、道路沿いに旗を掲げての大会告知などが制限されてしまい、宣伝活動が難しいなどの課題があります。その

ため、各種事務手続きがスムーズに行えるように関係機関の連携強化が望まれます。

- 最後に、聖火リレーについて、ルートは未定ですが、県内を2日間かけて回ることとなっており、県内全体で盛り上げるためには、出来る限り多くの町村を通るルートを検討して頂くとともに、聖火リレーに合わせ、地域の特色を生かした各種イベントの開催などへの支援が望まれます。
- さらに、聖火リレーが通らない町村のためのイベントの開催、旗や懸垂幕の配布など、これらの町村の機運を高める取り組みも望まれます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 県内全体として取り組むため、自治体間の連携の強化及び各種広報活動の推進
- 2 インフラ整備等の促進
 - (1) ロードレース会場となる県道、国道の舗装工事、ガードレールの付け替えなどの道路改良、立木の伐採・間伐及び塗装による自転車走行指導帯を設けるなどの交通事故対策
 - (2) 会場や事前合宿地周辺及びアクセスを含めたさらに広域的な道路、駐車場の整備
 - (3) 町村と協力し、会場周辺の湖畔、河川及び河川敷の管理徹底
 - (4) サイクリングロード未整備区間の早期完成
 - (5) サイクルステーションの設置、観戦スポット等の確保及び管理に関する支援
 - (6) 交通手段の確保のためにライドシェア等の活用
- 3 景観に関する支援措置
 - (1) 会場周辺の美化活動や景観に関する事業に係る支援
 - (2) 持ち込み船舶に対する総量規制
- 4 ボランティアの確保及び対応にかかる支援と移動手段の確保又はそのための財政支援
- 5 大会告知の旗や看板等の設置、道路占用、大会エンブレムの使用などの各種事務手続きがスムーズに行えるように関係機関の連携強化
- 6 聖火リレーによる地域活性化
 - (1) 聖火リレーが出来るだけ多くの町村を通るようなコースの選定及び聖火リレーに合わせたイベント等の開催に対する支援
 - (2) 聖火リレーが通らない町村のためのイベントや広報活動など、これらの町村も機運が高まるような取り組みの推進

4 町村財政基盤の強化について

【提案・要望の要旨】

町村基金の積み上がりを問題視し、地方財政計画に影響させることがないようにすること、町村税源の充実及び地方交付税の所要額を確保すること及び地方の安定的な財政運営や円滑な事業執行に必要な総額を確保すること

【現状と課題】

- 町村は自主財源が乏しい中、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められており、住民ニーズに即応した諸施策の推進等、厳しい条件の下、自らも積極的に行財政改革に取り組んでいるところです。
- このような中、地方分権の推進のためには、安定的かつ税源の偏在性が少ない地方税体系を早期に構築するなどの財政基盤の強化が必要であるとともに、町村間の税源が偏在する中で、国が町村に一定の行政水準の確保を求めている以上、地方交付税制度における財源保障と財源調整の二つの機能を十分に発揮することが不可欠です。
- しかし、このような状況の中、経済財政諮問会議において、民間議員から地方の基金の積み上がりが問題視され、地方財政計画の見直し、積み上がり額の大きい町村への説明責任の要求及び財政調整の再点検を行うべきとの主張がありました。
- これは、町村が歳出削減に努力をした結果であることを理解しない議論であり、地方財政計画へ影響させることについては論外です。
- また、消費税の10%への移行については、社会保障に関する財源確保について未だに不透明であるため、その財源負担を地方に求められることが懸念されます。
- 町村にとって固定資産税は、極めて重要な財源です。雄大な富士山の眺望や緑豊かな自然、首都圏からのアクセスの良さも相まって町村には多くの別荘が建てられています。これらの別荘地域において、近年、いわゆる「セカンドハウス」（主たる住宅の他に所有する住宅で、地方税法第349条の3の2「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」の適用を受ける住宅）が近年多く建てられ、町村の税収に影響を与えています。そのため、セカンドハウスの定義を新たに設け、住民票がない住宅について、セカンドハウスと別荘の区分を明確にすることが求められます。
- 平成28年度から導入されたトップランナー方式について今年度新たに1業務が追加されることとなりましたが、民間委託等が困難である条件不利地

域や小規模町村の財政に支障を生じさせない配慮は今後とも必要不可欠であります。

- なお、町村の財源不足への対応は、地方交付税の法定率の引上げなどの抜本的な改革によることとし、臨時財政対策債による補てん措置は、廃止する必要があります。
- 資金調達能力が弱い町村にとっては、長期かつ低利の公的資金を安定的に確保されることとともに、地方債の一層の充実が望まれます。
- 過疎地域・一部過疎地域の市町村は、過疎地域自立促進特別措置法にもとづき、総合的な生活基盤の整備や産業振興に努めてまいりました。

しかし、これらの市町村を取り巻く環境は、少子高齢化社会が急速に進んでおり、今もなお深刻な状況にあります。

こうした中、現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成33年3月末をもって失効することとなります。

今後も、過疎地域・一部過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を維持していくため、現行法に代わる新たな立法措置を講ずるとともに、現行過疎地域・一部過疎地域指定市町村が引き続き過疎対策の対象となるようにすることが求められています。

- 合併推進債は、合併年度及びこれに続く15か年の事業に対する事業債であり、平成36年度までの期限となっております。合併後、一体的な整備を進めて参りましたが、整備が行き届かない箇所も多く存在し、ひとつの自治体として、隔たりがあるところも否めません。今後も更なる整備を進めて参りたいと考えておりますが、合併特例債同様に合併市町村の事業が円滑に推進できるよう、更に5年延長することを望みます。
- 世界文化遺産である「富士山」の適切な保存管理を行うことを目的とした世界文化遺産景観形成支援事業費補助金は、富士山を望む区域内の良好な景観の維持のためにも有益な制度であります。
- 富士山の適切な保全を継続的に行うためにも、平成30年度までとされている本制度について、その期限を延長することを求めます。
- リニア中央新幹線建設における計画地域の沿線自治体は、現在、町を横断する対象地域及び住民への対応、通過するために新たに発生する財政負担が余儀なくされているところであります。
周辺住民の福祉の向上、通過により分断されたコミュニティ再生を図ることが必要であります。
- 最後に、国及び県が行う交付金及び補助金に関する事業については、財政状況の厳しい町村にとって、地域の課題解決を図るため、非常に重要なものとなっております。これらの事業は、課題が解決されるまで継続して実施する必要があります。

【具体的要望内容】

- 1 地方の安定的な財政運営の確保
 - (1) 基金積み上がりは、町村の努力の結果ということを理解し、地方財政計画へ影響させないための必要な措置
 - (2) 消費税増税延期については、地方へ財源負担を求めないこととし、増税に伴う軽減税率導入についても同様に負担を求めないようにする必要な措置
- 2 町村税源の充実強化
 - (1) 基幹税目を中心とした税源移譲による租税総額に占める地方税割合の増加
 - (2) 法人実効税率については、外形標準課税の拡充や課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で地方税財源を確保し、引下げの影響を地方に与えることのないよう必要な措置
 - (3) 固定資産税の安定確保への配慮
 - (4) セカンドハウスの定義の創設
 - (5) ゴルフ場利用税はゴルフ場所在町村において環境保全などの地域振興における貴重な財源となっていることから、現行制度の堅持
 - (6) 自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税の導入にあたっては、町村に減収が生ずることがないように必要な措置
- 3 地方交付税制度の充実・堅持
 - (1) 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方共有税」への組み替え及び地方交付税所要額の確保
 - (2) 地方交付税は地方の固有財源であり、本来地方が自主的に決定すべき事項に関し、国の政策目的を強制するための手段として用いることの禁止
 - (3) 地方交付税の持つ財源保障機能及び財源調整機能の堅持並びに地方財政計画における歳出特別枠の維持
 - (4) 町村の公債費負担の状況に鑑み、対象事業の実情を考慮し、元利償還金に対する算入率の引上げ及び対象事業の拡大
 - (5) 三位一体改革で大幅に削減された地方交付税の全額復元
 - (6) 臨時財政対策債を撤廃し、地方交付税の法定率の引上げ
 - (7) トップランナー方式導入に伴う条件不利地域、小規模町村等への配慮については恒久的なものとするとともに、残る４業務の追加については、町村の実態を十分に踏まえた上で、慎重に検討すること
- 4 地方債の充実改善
 - (1) 地方債資金の所要総額の確保
 - (2) 地方債の元利償還金については、町村の財政運営に支障が生ずることがないように必要な措置
 - (3) 公共施設等の除去における地方債の継続的な発行及び交付税算入の確立

- (4) 過疎地域自立促進特別措置法に代わる新たな立法措置及び現行過疎地域・一部過疎地域指定市町村が引き続き支援対象となるよう適切な措置
 - (5) 合併推進債の適用期限の延長
- 5 交付金及び補助金の充実
- (1) 世界文化遺産景観形成支援事業補助金の期限延長
 - (2) リニア建設に起因する沿線自治体の財政負担に対する新たな交付金の創設

5 選挙制度の改善について

【提案・要望の要旨】

選挙事務の制度について、その地域の実情に即し、負担の少ない制度とすること

【現状と課題】

- 期日前投票所の設置期間は、公職選挙法で定められており、長いもので、17日間にもおよび、その投票時間も同法により、午前8時30分から午後8時までと規定されているため、その投票立会人は、約12時間拘束され、その負担軽減を訴える住民もいます。
- 立会人の選任は、自治会の区長等の地区の役員や自営業者に依頼していますが、なかなか引き受けてはもらえず、非常に苦慮しています。
- また、午後6時以降の夜間帯の投票率は、期日前投票期間の前半は極めて少なく、投票所を開いていることに疑問を感じます。
- そこで、期日前投票所については、現場の状況を鑑み、町村選挙管理委員会の判断で、繰り上げて閉じることを可能とすることが必要と思われます。これにより、立会人の負担が軽減され、負担が多いと思われがちな立会人についての意識改革が図れると思われます。
- なお、国政選挙及び県知事選挙におけるポスター掲示場については、その設置数が投票区ごとにその選挙人名簿登録者数及び面積により算定されることとなっておりますが、山間部等の地域については、登録者は少ないが面積は広いため、多くの設置が義務付けられているため、地域の実情に即したものとする必要があります。
- 県との協議により設置数を減少することができますが、現行の制度だと協議は、選挙の度に行わなければならない、選挙時の町村職員の事務量を踏まえると、過去に同意を得ているものについては、協議不要とすべきであります。

【具体的提案・要望内容】

- 1 期日前投票所について、繰り上げて閉じることを町村選挙管理委員会の判断で可能とする法整備
- 2 ポスター掲示場の減少協議については、過去に同意を得ているものと同数であれば不要

6 情報通信基盤整備による地域間情報格差の 解消について

【提案・要望の要旨】

いつでも、どこでも、誰でもＩＣＴの恩恵を実感できる社会の実現に向け、情報通信基盤整備を促進し、地域間の情報格差(デジタル・ディバイド)を解消すること

【現状と課題】

- 性別、年齢等を問わず、国民の誰もが活躍する社会である一億総活躍社会の実現に向け、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その実現のためには、介護や経済等、様々なことに必要となるＩＣＴを活用していかなく
てはなりません。
- 超高速ブロードバンド基盤については、自治体や民間事業者の積極的な取
り組みにより、現在世帯カバー率が99.9%となっており、着実に整備さ
れてきました。
- しかし、条件不利地域の中には、採算性等の理由から、民間事業者による
光ファイバ網が整備されていない地域が一部残されており、自治体による整
備にも限界があることから、支援策の拡充が求められています。
- 町村が整備した超高速ブロードバンド基盤については、電柱移設等に伴う
光ファイバ等の架け替えや、老朽化による設備等の更新など、整備後の設備
の維持管理については大きな財政負担が生じています。
- 特に前者については、道路拡幅・歩道の敷設・電柱の老朽化・地権者によ
る要請など様々な要因による電柱移設が頻繁にあり、一部のケースを除いて
町村が光ファイバ等の架け替え工事費用を全額負担しているため、財政を圧
迫しているのが現状です。
- このことから、採算性等の理由から、民間事業者による整備がされなかつ
たため、町村が整備した光ファイバ等の譲渡を、民間事業者が受けてくれる
ような支援制度の創設が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 超高速ブロードバンド基盤の整備促進と整備後の安定的な運用の確保
 - (1) 民間ＣＡＴＶその他情報通信事業者の光ファイバ網の整備に対し、町村
が支援する場合の財政措置の拡充
 - (2) 町村が整備した超高速ブロードバンド基盤について、維持管理及び更新
(大規模な敷設替等)に対する新たな支援措置

- (3) 町村が整備した光ファイバ等について、民間事業者への財産移管が推進されるよう国による積極的な支援措置

7 防災・災害対策の強化について

【提案・要望の要旨】

今後起こり得る大規模災害に備え、防災・減災対策、発災時対応及び復興対応における体制整備と関係機関との調整を迅速に進めるとともに、各対策・対応のための財政措置を十分に行うこと

【現状と課題】

- 西日本を中心に起きた記録的な豪雨、北海道や大阪府で起きた地震、群馬県草津白根山の噴火など全国各地で多発する災害はいつどこで起こるかわかりません。
- 山梨県においても、東海地震や直下型地震の発生、梅雨前線や台風による水害・土砂災害の発生、大雪による着雪や雪崩発生、富士山の噴火など常に災害を警戒しておかなければなりません。このことから、災害に備えた防災・減災対策の充実、発災時や復興時の迅速対応のための体制整備と関係機関との連絡調整を通常時に準備しておくことが求められるとともに、その対策や対応のための財政措置を十分にしておくことが必要です。
- このような中、大規模災害に備え、防災・減災対策、発災時対応及び復興対応について一元的に行える防災省を設置することは、災害対策に有効であると考えます。
- 本県では、特に富士山噴火が起こった場合に、一刻も早い地域住民の避難と物資の運搬をはじめとした人的な支援が必要となります。そこで、富士山が噴火した際には、迅速な避難、救援活動を行うためにも、中央自動車道及び東富士五湖道路を無料開放することが求められます。
- こうした中、平成30年6月に富士山直轄砂防事業の着手式が行われ、今後、火山噴火対策の砂防事業が進むことが期待されますが、富士山周辺には、別荘地帯が広がっています。富士山噴火の時期によっては、非常に多くの人々が被災してしまうことが想定されるため、噴火時には、避難する時間をできるだけ確保する必要があります。そこで、富士山直轄砂防事業を避難対象者が存在する富士山火山ハザードマップの第2次避難対象エリア内まで確実に実施することを求めます。
- また、平成26年2月の記録的な大雪では、除雪作業が追い付かず、道路網が寸断され、物流が途絶えたことにより食料品をはじめとする生活物資が不足する事態となりました。
- このような状況に備えるため、行政区域にとらわれず、それぞれの町村の

備蓄物資を把握し、不足物資を相互に補う供給の機能と、被災地の町村が欲しい物資の情報を発信し、確認した町村が物資を届けるといった需要の２つの機能をもつ「救援物資連携ネットワーク（仮）」を構築することが有効であるかと考えます。

- 大規模災害発生時には、被災町村が自らも被災した中、被災者支援業務を行っていくことは非常に困難であり、平成２８年の熊本地震では、人的な課題についての問題も顕在化しました。このような中、「広域的な各種応援協定に基づく支援や応援体制の確立」が提言されましたが、県が主導とした町村への被災者支援業務についての広域的な相互応援体制の早期構築を望みます。
- 加えて町村では、災害発生時の被害を最小限に食い止めるため、危険性の高い所有者不明土地・建物についても、いち早く減災事業に着手しなければなりません。そのため、防災・災害対策事業を始めとした公益性の高い事業に関しては、所有者未確定のまま事業着手できる特例を設け、迅速に事業が実施できるような制度改正が必要です。
- また、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅延なく、住家の被害その他当該町村が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明を交付しなければなりません。罹災証明は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されています。しかし、その発行事務については、多くの町村で発行したことがほとんどなく、県内全町村の共通課題であります。
- このように、罹災証明事務や所有者不明土地・建物における対応については、専門性が求められるため、土地家屋調査士及び司法書士等と連携して事務を行うことができれば、被災時に迅速に対応することができると思われますが、財政力の弱い町村では、その人的・財政的負担が大きいため、すべてを対応することはできません。国や県が主導した中で、土地家屋調査士及び司法書士等と町村の連携体制を構築し、町村の必要に応じて支援する制度の創設は有効であります。さらに、市町村を包括する広域的な役割を持つ県による防災知識の普及及び教育活動の一環として、町村職員の意識・知識の向上や統一的な認識を持つために土地家屋調査士及び行政書士を交えての研修等が望まれます。
- それぞれの地域の道路、河川等を管轄している建設事務所については、その地域の防災・災害対策強化のために、地域の課題等に取り組み、有事の際には、迅速かつきめ細かい対応が必要になる重要な機関であります。そのため、建設事務所が遠い地域には、判断や対応が遅れてしまうことのないように、責任者が常駐し、迅速な判断や対応がとれる支所の設置が必要であると考えます。
- また、町村では、その地域の防災のために消防団が設置されており、住民が安全で安心な生活をおくれるように日々訓練や地域の見守りを行っており

ます。しかし、社会情勢の変化に伴い、団員数の減少及び団員の高齢化が進んでおります。

- 平成26年に消防庁が学生消防団活動認証制度の創設をするよう各自治体に呼びかけをしておりますが、本県は、県外の高等教育機関への進学者が多く、設置されていない町村がほとんどであるため、あまり効果は期待できず、企業への就職活動にも生かすことはできません。そのため、同じく消防庁で推進している消防団協力事業所表示制度を有効活用し、制度の認定を受け、かつ、消防団員を積極的に雇用する企業に対し、税や入札に関する優遇措置等、インセンティブを与える制度の創設は、消防団への支援のために必要です。
- 加えて、運転免許制度が3月に改正され、消防団で主流となっている消防車両が普通免許では運転できないこととなりました。また、オートマチック限定の運転免許取得者についても同様のことが言えます。入団したら、準中型免許以上や限定解除を自費で取得しなければならないとすると、入団希望者の減少に一層の拍車をかけてしまうことが想定されます。
- そこで、準中型免許以上を取得する経費及びオートマチック限定を解除する費用について助成する町村に対しての財政的な支援を求めるとともに、もともと運転免許を取得していない人が、消防団員に加入した場合には、運転免許を取得する際に係る財政支援についても求めます。
- これら運転免許取得に係る財政支援により、消防団への入団の意欲が生まれ、結果、消防団員の確保にもつながりますので、早期の実現を求めます。また、消防団活動に限定して普通運転免許で規制される消防車両についても運転できるような特例制度の創設も有効であると思われます。
- 町村においては、災害から町民の生命、財産を守り、社会生活及び地域経済の安定を図るべく、公共施設の耐震化工事や避難所等における発電機、浄水器その他の防災資機材や消防車両の整備を計画的に実施し、地域防災対策の強化に取り組んでいるところでありますが、まだまだ整備が足りない状況です。
- よって大規模災害に即応するため、平成32年度までに延長された「緊急防災・減災事業債」を恒久化するとともに、防災・災害対策及び消防・救急体制の充実を図るため、用途を極度に限定しない柔軟な財政支援措置等の拡充・強化が求められます。
- なお、住民の生命財産を守る事業にもかかわらず、国庫補助金の採択が見送られる事案が見受けられますが、原則的には最優先に採択されるものと考えられます。

【具体的提案・要望内容】

1 防災省の設置

- (1) 防災省の設置による防災・減災対策、災害時対応及び復興対応の一元化
- 2 富士山噴火への対応
 - (1) 富士山噴火の場合における、中央自動車道及び東富士五湖道路の無料開放
 - (2) 富士山火山ハザードマップの第2次避難対象エリアまでの富士山直轄砂防事業の確実な実施
- 3 災害時における体制の整備
 - (1) 需給両面活用できる「救援物資連携ネットワーク（仮）」の構築
 - (2) 県主導により町村職員への被災者支援業務についての応援要請を行う広域的な相互支援体制の構築
 - (3) 危険性の高い所有者不明土地及び建物について、減災のために行う事業であれば、所有者未確定のまま事業着手できる特例の制定及びその制定までの間の人的・財政的な支援
 - (4) 罹災証明に係る被害認定調査事務について、町村へ土地家屋調査士等の専門家を派遣する国・県単位での体制の構築
 - (5) 復旧・復興事業の妨げとなる所有者不明土地・建物に係る事務について、司法書士等の専門家の支援を受けられる制度の創設
 - (6) 罹災証明書の発行に係る住家被害の調査のための研修会等の早期開催
 - (7) 峡南建設事務所身延駐在を身延支所として再編し、所属長が責任者として常駐する組織の構築
- 4 消防団への支援
 - (1) 消防団協力事業所に認定され、消防団員を積極的に雇用する企業に対して、税や入札に関する優遇措置を行う制度の創設
 - (2) 消防車両を運転できる免許の取得に係る財政支援制度の創設及び消防団員運転特例制度（仮称）の創設
- 5 財源の確保
 - (1) 避難所等における防災資機材、備蓄食料及び消防団における消防車両購入補助制度の創設
 - (2) 緊急防災・減災事業債制度の恒久化
 - (3) 使途を極度に限定しない柔軟な財政支援措置の拡充・強化
 - (4) 国庫補助金における最優先採択

8 国民健康保険の安定運営の確保について

【提案・要望の要旨】

増え続ける医療費等の財源確保のため、財政基盤を強化すること。また、保険料については、地域の実情を反映すること

【現状と課題】

- 国民健康保険が抱える慢性的な資金不足を解消するために、町村では特定健診、特定保健指導、がん検診推進事業等の受診率向上や、疾病の早期発見・早期治療の努力を続けるとともに、医療費の適正な支出に心がけ国民健康保険事業運営の円滑化を図っております。
- しかし、国民健康保険財政は、失業による国保加入者の増加等により、保険税収入が見込めないケースが増えています。
- また、医療技術の進歩や高齢者の占める割合が増えていることから、受診者が伸びていること等による医療費の増加が避けられないため、困難な運営が続いています。
- 国では、財政基盤強化策を継続実施しておりますが、町村の財政状況は依然として厳しい状況にあり、その基盤をさらに強化するため、国庫負担による財政支援措置の拡充が求められています。
- 現在、過疎地域として指定され、直営診療施設がある町村においては、より効率的な医療サービスを提供するため、従来の診療施設の統合を検討する町村もありますが、対象施設が減ることにより特別調整交付金に大幅な減額が生じるため、事業の運営に深刻な影響を及ぼすことのないような緩和措置が求められます。
- また、国民健康保険へき地医療確保対策事業費補助金については、特別調整交付金算定省令の交付基準により補助基準額が決定されるため、同様に大幅な減額が生じることとなります。
- そのため、特別調整交付金の算定基準が、小規模町村の状況を鑑みた内容となる事が求められています。
- 本年度からの新制度施行に伴い、今後、保険料の算定方式の平準化や医療費の適正化が進められ、保険料率の一本化に向けた検討が行われることとなりますが、その過程において、町村間の不公平感が生じないよう町村の意見の反映及び保険者への急激な負担の増加がないよう継続的な財政措置が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化
- 2 診療施設を統合した町村に対しては、統合後の診療所単位ではなく、統合前の施設ごとに交付するなどの緩和措置の創設
- 3 保険料に関し、町村の実情の反映及び激変緩和措置の継続実施

9 地域医療の充実について

【提案・要望の要旨】

地域の医療水準を確保するため、医療を充実させること

【現状と課題】

- 医師不足は、医師臨床研修制度等の影響により深刻化しています。特に専門分野の医療が進んできたことは、都市部に医師が集中する現象を作り、地方の医師不足に拍車をかけています。
- 地方においては、高齢化に伴い、慢性疾患で治療を必要とする患者が年々増え、開業医自身の高齢化で閉院する診療所もあり、年々医師確保が大きな問題となっています。
- また、産婦人科不足も課題となっており、平成27年4月から、峡南医療センター市川三郷病院では「産科セミオープンシステム」を導入し、山梨大学医学部附属病院で出産予定の一部については妊婦健診が可能となりましたが、その他の医療機関においても産科医療体制の維持・充実を図るためには、国や県による支援が不可欠です。さらに、発達障害の疑いのある幼児が増えているため、産科医療のみでなく小児神経科等の専門医も確保していく必要があります。
- 過疎地域では特に問題が深刻化し、地方病院等の協力により派遣していただいている非常勤医師が、派遣元の病院自体の医師不足により、削減の予定となり、診療所の診療時間や診療日数の削減を検討せざるを得ず、医師が1名しかいない診療所においては、その医師が病気、怪我等の場合には、休診することになってしまいます。このような状況から過疎地域では専門医を配置する医療体制を構築することは難しく、総合診療専門医が必要となっています。
- 地方創生を推進していくうえで、産科医の確保を始めとした医療体制の整備は、人口流出に歯止めをかけ人口の自然増といった「ひと」の創生の基盤となるものです。
- しかし、地方において医師を確保し、医療提供体制を充実させることは、もはや県や町村だけの努力では限界があり、実効性のある対策を早急に講じることが必要であります。

【具体的提案・要望内容】

- 1 臨床研修終了後、一定期間医師不足地域等へ勤務することを義務付けるなど、具体的な制度の創設
- 2 産科医や医師不足地域への医師確保対策の強化
- 3 総合診療専門医の育成推進

10 がん検診及び定期予防接種に対する財政支援について

【提案・要望の要旨】

全てのがん検診及び定期予防接種に係る事業費について、全額国庫負担にて財政支援を図ること

【現状と課題】

- 各町村は、がんの早期発見・早期治療により、住民の命と暮らしを守るとともに医療費抑制に繋げるため、国の政策に呼応し、独自の検診項目を加えながら、各種がん検診に取り組んでいます。
- これに対する国の財政支援は、一部の補助事業を残しながら、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの検診については、地方交付税措置の対象とされています。
- しかしながら、交付税では、がん検診の費用としていくら充てられているか明確ではなく、また、交付税自体も全体が縮減される状況であり、「がん検診受診率50%以上」を達成するためには検診事業費の確保に不安を覚えるところ です。
- がんは、日本人の死因のトップであることを勘案すれば、明確に国の事業として各種がん検診を位置付け、相応の国庫負担により実施すべきであると考えます。
- 定期予防接種は、地方交付税措置の対象となっていますが、ここ数年、定期予防接種の対象項目が増え、今後も対象項目の増加が予想される ところであり、がん検診と同様に地方交付税自体の縮減から将来的な事業費確保に不安があります。
- また、おたふくかぜ、ロタウイルスワクチン等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、子どもを感染から守るため、早急に定期予防接種の対象とする必要があります。
- 最後に、任意による予防ワクチン接種後の副作用により、健康被害が生じた場合の救済については、現在、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）等への申請を基に医療費の支給決定等がされますが、申請から決定まで約8か月の期間を要しています。また、支給に関しては、入院治療を必要とする程度の医療に該当しない場合には、不支給となり、被害者における経済的負担は多大なものとなっています。

- こうした中、県では、子宮頸がんワクチン接種後の健康被害に関し、今年度からPMDAや国の制度を補完する事業の創設及び相談窓口の設置を行い、救済事業の運用が図られております。
- 今後、子宮頸がんワクチンのみならず各種予防接種対策として、予防接種要注意者、医療機関及び町村に対する予防接種の事前・事後における医療相談や健康被害が発生した場合に迅速な対応を行うことを可能とするための相談窓口となるための機関の設置が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 全てのがん検診に係る費用の全額国庫負担
- 2 定期予防接種にかかる費用の全額国庫負担
- 3 おたふくかぜ、ロタウイルスワクチンの定期予防接種化
- 4 任意による予防ワクチン接種後の副作用による健康被害への医療費等の支給決定までの期間の短縮及び救済要件の緩和
- 5 予防接種後の健康被害への相談窓口となる予防接種センターの設置

1 1 医療費助成制度について

【提案・要望の要旨】

各種医療費助成制度の法定化及び窓口無料化を実施した場合に発生するペナルティ（国民健康保険の国庫負担金等の減額措置）を廃止すること

【現状と課題】

- 現在、山梨県の単独事業による医療費助成制度は、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度及び乳幼児医療費助成制度がありますが、これらの医療費助成制度は、山梨県だけではなく、全国の多くの自治体が独自の政策として実施されている現状があります。
- 山梨県の乳幼児医療費助成については、山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱に基づき、「通院は5歳未満児、入院は未就学児」に交付されていますが、国の平成29年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」によると、通院に関し5歳未満児までの助成は、47都道府県中4県に限られ、一部自己負担はないにしても、全国的に見て山梨県は低い助成対象年齢となっていますので、少なくとも入院と同様の未就学児までの対象拡大を希望します。
- 山梨県内の町村では、県の基準に上乗せして独自に助成する町村が増加しており、居住する地域によって助成対象や金額等が異なることで、地域間格差が生じています。少子化が著しい今日、子どもに対する医療費助成制度は子育て支援の大きな柱のひとつであり、県内の全ての町村でその対象年齢を15歳年度末又はそれ以上まで拡大しています。
- このように、全国的に実施されている制度であって、地域間格差が生じている状況であれば、国が主体となり全国一律的な新たな制度を創設し、かつ、恒久的な制度として確立して国策として実施することが望ましいのではないのでしょうか。
- また、医療費助成の窓口無料化に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額措置については、社会保障審議会医療保険部会等において検討され、平成30年4月から未就学児を対象とする医療費助成については、国保の減額措置を行わないとされたところですが、町村としては、就学後のこどもや重度心身障害者についても同様に廃止することが求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 各種医療費制度の法定化及び恒久化
- 2 乳幼児医療助成制度における助成対象年齢の拡大
- 3 各種医療費助成制度の窓口無料化に対するペナルティの早急な廃止

1 2 子育て支援の充実について

【提案・要望の要旨】

子育て支援に関し、不妊治療の助成対象の拡大、幼児教育・保育の無償化に対する財政措置及び保育士の充実を図ること

【現状と課題】

- 国の子育て支援については、子どもを産み育てることに喜びを感じられる社会をめざして子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備が図られております。
- 現在、県では、高額な医療費がかかる不妊治療の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療、男性不妊治療、不育症治療を対象治療とした不妊治療助成が行われておりますが、町村の多くでは、一般不妊治療を含めた助成を行っているところも多く、その助成対象の拡大が望まれております。
- 昨年12月に『新しい経済政策パッケージ』が閣議決定され、3歳から5歳までの子どもの幼稚園、保育所及び認定こども園の費用の無償化、またそれら対象とならない幼稚園においての同制度における利用者負担額を上限とした無償化並びに0～2歳児の住民税非課税世帯の子どもを対象とした無償化が2019年10月に実施されます。
- この無償化に伴う、財政負担等の制度設計については、全国一律の制度であることから町村の負担増とならないよう配慮されるとともに、スケジュール等早期に周知されることが求められます。
- また、幼児教育・保育の負担軽減を図るとともに、保育の受け皿を拡大することも重要であり、その中でも保育士の不足については大きな課題となっており、その人員確保や保育士の養成が求められるとともに、保育所設備運営基準では、職員配置基準が0歳児3人に保育士1人、1・2歳児6人に保育士1人とされ、従うべき基準とされています。子どもの数が減少し、さらに保育士も不足している現状において、町村が当該運営基準を柔軟に運営することにより、保育士の数が不足しているため子どもを預けられないというような状況が生じないよう対応していくことが求められます。また、3歳未満児における配置基準が緩和されることで、その範囲内において、一時預かり事業の実施を行うことが可能となるなど町村が行う子育て支援の充実につなげることが可能となります。

【具体的提案・要望内容】

- 1 不妊治療助成における助成対象治療の拡大
- 2 幼児教育・保育の無償化に伴う町村の負担が増大しないよう必要な財源の確保及び保護者等への周知等準備期間が確保できるよう早期の制度設計

- 3 良質な保育の提供のため保育士の養成など、国による人材確保の推進
- 4 町村によるより充実した子育て環境の提供のための保育士等の職員配置基準の要件緩和

1 3 高齢者福祉の充実・強化について

【提案・要望の要旨】

介護保険事業の財政基盤の強化を図ること

【現状と課題】

- 現在、県内のほとんどの町村で高齢化率は年々上昇し、それに伴い要介護認定者数も増加しており、保険給付費の伸びに繋がっています。
- 保険給付費が伸びると一般会計からの繰入金も増加します。合併した町村のうち、地方交付税に大きく依存する自治体では、地方交付税合併算定替えの段階的縮減及びその後の一本算定により、今以上に厳しい財政運営を迫られることとなります。その状況下で、毎年増え続ける一般会計からの繰入金は、自治体財政を危機的な状況に追い込むと考えられます。
- また、介護保険制度では、計画の見直しごとに第1号被保険者の負担率が引き上げられ、併せて増え続ける保険給付費により、第1号被保険者の保険料も引き上げをせざるを得ず、負担する被保険者にとっては限界を迎えつつあります。
- さらに、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年も迫り、今後も高齢化率の上昇傾向は続くと推測されており、要介護認定者数の増加と保険給付費の伸びは避けられません。
- 現行の財源の仕組みがこのまま続くと、保険料の上昇と一般会計への圧迫により、介護保険事業の運営に深刻な影響を及ぼすこととなります。このような事態を避けるためには、介護保険事業の財政基盤を強化する必要があり、町村及びそこに暮らす第1号被保険者へのさらなる財政支援が望まれます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 介護保険の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど介護保険財政基盤の拡充・強化

1 4 農業振興地域制度について

【提案・要望の要旨】

農振計画変更の事務手続きの柔軟な運用と迅速化を進めること

【現状と課題】

- 都道府県においては、「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に基づき農業振興地域整備基本方針を策定するとともに、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として農業振興地域を指定し、この指定に基づき町村は農業振興地域整備計画を策定しています。
- 農振計画において設定した農用区域は、優良農地の確保と有効利用の促進を図り、地域農業の振興に大きな役割を果たしています。
- しかし、近年、農村では、高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増加するなど、活力が低下している状況となっております。
- このような中、人口減少対策として町村が進める移住・定住促進では、移住者の住宅建設用地の確保が必要であるとともに、企業誘致についても、立地できる用地の確保を必要としていますが、農地の総量確保の観点から農振除外が容易にできない強い縛りが存在しています。
- しかし、地域によっては住宅建設用地に転用できる土地が、農業振興地域に限られています。そのため、農振除外要件に抵触し、住宅建設用地への転用が出来ず、結果、住宅建設を諦めた人々が地域外に流出する事態となっております。
- 地域農業を守ることの重要性も重々承知しておりますが、そのために農地を耕す人材が地域から流出しております。町村の農業委員会の許可がある場合は農振除外を認める等、地域の実情に合わせた農振除外要件の緩和が求められます。
- また、農振計画の変更については、県との事前協議など多くの時間を要する場合もあり、田園回帰の動きに伴って増加している移住希望者や進出希望企業の意向に即応できず、折角のチャンスを逃してしまうことがあります。これにより、当然人口増加にもつながらず、人口減少に歯止めがかからないとともに、地域活性化を図ることもできません。
- このため、農振計画変更の事務手続きの柔軟な運用と迅速化が求められます。特に町村における重要施策に係るものについては、各種総合計画や都市計画等、農振計画以外の土地利用計画との調整が図られ、計画的で適正な事務手続きの執行が認められる場合には、農振法における事務手続きの簡略化を求めます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 地域の実情に合わせた農振除外要件の緩和
- 2 農振計画変更の事務手続きの迅速化
- 3 農振計画変更に係る県との協議・同意の廃止
- 4 計画的で適正な事務手続きの執行が認められる場合で、かつ、町村の重要施策に係るものについては、農振法における事務手続きの簡略化

1 5 森林の保全対策について

【提案・要望の趣旨】

森林の多面的機能を維持していくために必要な森林環境の保全、水源のかん養等に必要な対策を講ずること

【現状と課題】

- 森林を有する町村では、多くの公益的機能を持つ森林の保全という重大な責務を負っています。しかし、地域の過疎・高齢化による林業従事者の減少、間伐の遅れによる森林の荒廃等といった理由からその責務を全うすることが困難になってきています。
- このような状況下で、特に、里山の荒廃林は野生獣の住処になっており、農林業に大きな被害を及ぼしています。
- また、荒廃した里山の竹林は、地下茎が弱ることから土砂災害につながり、住環境への悪影響も懸念されます。
- さらに、中山間地域の集落では、裏山を背負った人家が多く、森林の未整備により、土砂崩落、大雪による倒木や雪崩の危険にさらされています。
- このことから、町村では野生鳥獣対策、自然災害対策といった地域の状況に合わせた森林の整備やこれを担う後継者対策を独自に推進しているところがあります。しかし、財政的な限界があることから全てを賄うことは非常に厳しい状況であり、国や県での十分な財政措置が必要となります。
- このため、県では平成24年度から県森林環境税を導入し、山梨県森林環境保全基金事業を開始しました。今後も、県と町村が協力し、県森林環境税による地域の実情に沿った森林整備が求められます。
- 国では平成30年度税制大綱の中で「森林環境税（仮称）と森林環境譲与税（仮称）」について「平成31年度税制改正において創設する」と明記しました。森林の保全のため「森林環境税（仮称）と森林環境譲与税（仮称）」の平成31年度中の確実な成立が求められます。
- 「森林環境譲与税（仮称）」は町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てられます。間伐だけでなく、路網整備や担い手確保等、地域の実情に合わせて町村が利用できるように使い勝手の良い制度が求められます。
- また、松くい虫被害が気象状況の変化により、本来到達しないと言われていた高標高地域まで見られるようになってきています。一方で、地域によっては、森林と民家が混在していること、急傾斜の山が多いことから、事業費がかさみ防除事業が進まないという問題があり、薬剤散布やくん蒸など駆除

処理が実質的に厳しい現状です。駆除方法も制限された防除事業には限界があり、被害範囲は年々拡大しています。松くい虫の拡大防止及び予防対策の強化並びに広域的かつ重点的な被害対策事業の推進と十分な予算確保が望まれます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 環境を守るための県森林環境税による地域の実情に即した森林整備への支援
- 2 森林環境税（仮称）と森林環境譲与税（仮称）の平成31年度中の確実な導入
- 3 町村の実情に合わせて使用できるよう森林環境譲与税（仮称）の弾力的な制度設計
- 4 松くい虫の拡大防止及び予防対策の強化並びに広域的かつ重点的な被害対策事業の推進と十分な予算確保

16 林業・木材産業の振興及び特用林産物の 生産振興について

【提案・要望の趣旨】

林業振興、特用林産物の生産振興及び地域経済の活性化に必要な対策を講ずること

【現状と課題】

- 山梨県は、県土の約8割を森林が占める全国有数の森林県です。そのうち、約4割が人工林であり、木材として利用可能な50年生以上の人口林が約6割を占めており、これらの森林は木材への活用に向けた伐採の時期を迎えています。
- しかし森林の活用時期が来ている中、人口減少や高齢化により林業従事者の減少が危惧されております。
- また、間伐が行われても搬出コストがかかることから間伐材の多くは利用されることなく林内に放置されています。
- こうしたことから、林業従事者の確保や生産性の向上が求められるとともに、何より林業従事者が安定した収入を得て林業経営を行えるよう、間伐材の需要を創出する必要があります。
- このような中、県では東京オリンピック・パラリンピックでの県産材の活用のためのPR活動やCLT工法など新技術導入推進に向けた情報提供等、新たな木材需要創出に力を入れています。
- さらに平成27年度に策定した「やまなし森林・林業振興ビジョン」では「材」・「エネルギー」・「場」の3つのキーワードごとに基本方針及び数値目標を定めました。県と町村協力の下での数値目標達成が望まれます。
- 一方で、峡南地域では、災害から住環境を守るため竹を植栽し、その副産物として筍を地域の特産物として生産しており、これが地域活性化及び地域経済の一役を担ってきました。
- しかし、地域住民の高齢化により、竹林の手入れができなくなるにつれ、竹林の荒廃が進み、筍の生産減少はもとより、里山など竹林以外への竹の侵入が課題となっています。荒廃した竹林の整備を進めるためにも、竹材を使用したバイオマス発電といった新たな産業を興す等、竹材の需要を創出し、利活用を進める必要があります。
- また、森林・竹林整備の上で所有者特定、境界の確定が課題となっております。国は森林・林業施策の推進の一環として、所有者特定、境界の確定等を図るために平成30年度末までに林地台帳の整備を行うことを町村に義務

づけました。

- 町村では平成31年度に林地台帳が公開できるよう、県の支援を受けながら、林地台帳の整備を行っています。
- しかし林地台帳の整備、公開後の管理のためには、所有者不明森林の所有者を随時、特定する必要があります。また、林地台帳を管理するための人員配分や、新たな管理システムの導入・運用を行う必要もあり、町村では、林地台帳の整備及び公開後の管理のために、技術面・財政面で多大な負担を強いられます。このようなことから町村に負担がかからないよう、技術面・財政面での国や県の支援が求められます。
- さらに、林地台帳の整備及び公開後の管理には県と町村で所有している情報を共有する必要が随時発生します。そのため、県と町村が持つ情報が速やかに共有される体制が求められます。
- 町村は、森林の健全化、担い手育成及び地域雇用の創出につながればという思いの中、限られた人員及び財源で林地台帳整備に取り組んでいます。そのためにも林業の担い手育成、国産材活用の情報提供等の林地台帳活用に向けた国や県による支援が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 県産材の利用促進にむけた支援
 - (1) 県産材の利用促進における補助制度の拡充と適用範囲の緩和
 - (2) 県産材の効果的な利用方法に関する情報提供
- 2 「やまなし森林・林業振興ビジョン」の目標達成へ向けた取組み
- 3 竹林の整備及び特用林産物の生産振興に対する支援措置
 - (1) 荒廃竹林の整備促進に向けた支援措置
 - (2) 竹材の利活用に向けた取組み
 - (3) 特用林産物の生産振興に対する支援措置
- 4 林地台帳整備に向けた支援
 - (1) 林地台帳の整備及び公開後の管理における技術的支援
 - (2) 林地台帳の整備及び公開後の管理に掛る費用の財政支援
 - (3) 県と町村による林地台帳に関する情報連携に向けた体制づくり
 - (4) 林地台帳活用に向けた土壌づくり

1 7 野生鳥獣被害対策の継続強化について

【提案・要望の要旨】

町村が行う被害防止計画に基づく野生鳥獣被害対策事業の円滑な実施と必要な財政措置を講ずること

【現状と課題】

- 野生鳥獣による被害は、生産物の損失のみならず、営農意欲を低下させ、離農をもたらし、農山村の生活環境に深刻な影響を与えております。
- 平成22年の野生鳥獣による農作物被害は239億円、平成28年の被害額は172億円と全国的には野生鳥獣による農作物被害は減少しています。しかし、現場では、依然として野生鳥獣被害は深刻な問題となっており、早急な対応が求められています。
- さらに、野生鳥獣は農作物以外にも被害をもたらしています。1つは林業における被害です。山梨県の森林被害面積は平成28年度では220ヘクタールと、全国で9番目に広い被害面積となっています。植栽木の食害など野生鳥獣による森林被害は適切な森林整備、林業経営に影響を及ぼしています。
- この他、近年では熊による人への被害が確認されています。山梨県では平成29年度に4件の被害が発生しています。
- このことから、町村では地域と連携した中で、野生鳥獣被害や生息域の拡大に対応するための野生鳥獣の被害対策を行っています。
- しかし、町村単位での被害対策には限界があります。一地域で野生鳥獣の個体削減に成功しても、周辺の地域に逃げ込んだ野生鳥獣はその場所で個体数を増やし、また戻ってくる可能性があるため、野生鳥獣の被害対策は一地域だけでは不可能です。周辺地域で足並みをそろえ、対策を行わなければなりません。野生鳥獣被害防止を根本的に行うには全国規模で被害対策を行う必要があります。そのため国主導による、全国で足並みをそろえた、強力かつ長期的、計画的な野生鳥獣被害対策を講じることが求められます。
- 県では、野生鳥獣被害対策として平成28年度より民間事業者を活用した捕獲事業を実施しております。しかし、山梨県の認定鳥獣捕獲等事業者は平成30年6月現在、3事業者の認定に留まっています。県では対策を行っていますが、事業者数の増加・活用に向けた継続的な取り組みが求められています。
- また、捕獲した野生鳥獣の処理と活用があります。処理対策として捕獲現場近くで食肉への加工処理ができる移動式解体処理車の導入を、活用策として食肉やペットフードへの加工を検討する必要があります。県では山

梨ジビエの県外でのPR等を進めているところですが、捕獲した野生鳥獣の処理と活用には今後も継続した対策が求められます。

- 町村では、野生鳥獣被害対策として、被害防止計画を策定・対策を行っています。被害防止計画に基づく野生鳥獣害対策として、侵入防止柵の整備等を実施し、その費用に対して、国や県の補助と併せ町村独自の補助制度も創設して対応しておりますが、年々財政負担が増大している状況にあるため、引き続き十分な予算の確保による財政支援が求められます。
- また、平成24年3月に鳥獣被害防止特別措置法が改正され、鳥獣被害防止の取組みに対する支援及び地域における担い手確保とともに、個体数調整の実行性を一層高める観点から、鳥獣被害対策実施隊を設置してその隊員が中心となって行う活動や実施隊の体制強化のための取組みに対し重点支援が行われることとなりました。
- 山梨県では平成29年度時点で、被害防止計画を策定している13町村全てに実施隊が設置されています。実施隊の設置による優遇措置や重点支援を受けながら、地域ぐるみで鳥獣被害防止に取り組んでいくためにも、実施隊設置後の安定的な運営のための国や県の特別な支援が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 国主導による強力な野生鳥獣被害対策の継続的な実施
- 2 認定鳥獣捕獲事業等事業者の認定拡大及び野生鳥獣の個体数調整へ民間事業者を活用した取組の継続的な実施
- 3 野生鳥獣の駆除後の処理や活用への対策
- 4 鳥獣被害防止総合対策交付金事業等のハード・ソフト両面に対する予算枠の継続的な確保と拡充
- 5 町村における「鳥獣被害対策実施隊」の安定的な運営への支援強化

1 8 太陽光発電施設適正導入ガイドラインの運用 及び太陽光発電施設の適正な処分に向けた制度 の早期実現について

【提案・要望の要旨】

太陽光発電施設適正導入ガイドラインの遵守を事業者徹底させるため、県と町村の連携を維持すること、また国に対して太陽光発電施設の適切な処分に向けた制度の早期実現を要望すること

【現状と課題】

- 太陽光発電は家庭や事業所で省エネルギーを推進する観点からも促進すべきものではありますが、平坦地の少ない山梨県では、山間部や住宅の裏山への施設設置事例が発生しており、防災・景観・環境の面で問題が生じています。
- そのため県では太陽光発電施設の設置に伴う問題に対応するため、太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを策定しましたが、全ての事業者ガイドラインの遵守を徹底することは困難です。
- 特に、世界文化遺産に登録された富士山周辺地域では、エコモスの勧告により自然や景観を守り、開発を抑制すべきにもかかわらず、事業者からの問い合わせは絶えません。
- 各町村では窓口で事業者がむやみに太陽光発電施設を設置しないよう対応していますが、全事業者を思いとどまらせることは難しく開発が実際に起きています。
- 太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを事業者遵守させるには担当学会等を通じて、県と町村の連携を維持・強化する必要があります。県・町村・事業者が太陽光発電施設の適正導入ガイドラインの下、山梨の豊かな環境や景観を維持し、地域住民の生活を守りながら、太陽光発電施設の開発を考えることが求められます。
- また、太陽光発電施設には処分に関する問題も残されています。国が策定した太陽光発電事業計画策定ガイドラインでは、事業者が発電設備の処分に必要な経費の確保を推奨しています。
- しかし国の調査の結果、事業者が将来の処分を想定し、必要な経費を確保しているとは言えない現状が明らかになりました。
- これを受けて、国では撤去・処分費用の積立計画・進捗状況の報告義務化・公表制度を導入しましたが、これでは事業者の倒産等による太陽光施設放置に対応することはできません。
- 町村では今の空き家問題のように、所有者不明となり放置された太陽光発

電施設が地域防災、景観上の問題となることを危惧しています。

- このため、事業者が処分費用を確保し、事業者の業績等に影響されずに太陽光発電施設を確実に処分できる制度が求められます。
- 国では積立を担保するために必要な施策、例えば第三者が事業者から支払いを受けた処分費用を積立て、太陽光発電施設を適切に処分できる制度を検討しています。
- この制度は企業の倒産等に左右されず、太陽光発電施設の処分が進められる上、費用の積立計画・進捗状況の報告義務化・公表制度により、確実な積立が行われることで、太陽光発電施設処分の問題解決への効果が期待できます。
- 太陽光発電の導入を進める以上、事業終了後に太陽光発電施設が確実に処分されるように、国の責任において太陽光発電施設の適正処分に関する制度実現を早期に行うことが求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 太陽光発電施設の適正導入ガイドラインの遵守徹底に向けた、県・町村の連携維持・強化
- 2 事業者の倒産等に左右されず、太陽光発電施設の処分が適正かつ確実に行われるよう、国における制度の早期実現

1 9 道路網の整備促進について

【提案・要望の要旨】

高速自動車国道、地域高規格道路及び国道・県道・町村道の整備を、利便性及び防災交通機能を考慮し確実に推進すること

【現状と課題】

- 本県では、道路は日常生活や社会経済活動を支える社会基盤として極めて重要な役割を果たしております。そのため、地域の振興や活性化並びに利用者の利便性及び防災交通機能を考慮して、幹線道路から町村道の生活関連道路に至るまで、体系的な整備が求められています。
- 現在整備が進められている高速自動車国道は、我が国の産業経済の発展に必要な社会資本であり、国の骨幹的な施設として整備を進める必要があります。高速自動車国道及び地域高規格道路は、一極集中型の都市構造を改善し、地域の個性ある発展を促すとともに、地域間の連携、交流を促進するものとして早急な整備が求められています。
- 中部横断自動車道の六郷ＩＣ以南では、平成３１年度全線開通予定と示されているところですが、北杜市から長野県佐久穂町までの区間は、未だに基本計画区間となっており、整備計画区間への早期の格上げが求められます。中部横断自動車道の完成により、観光客の増加や企業の進出、また道路網の発達による通勤圏の拡大により移住定住の促進が見込まれます。このため、中部横断自動車道の早期完成及び確実な全線開通が望まれます。
- 中央自動車道上野原ＩＣ以東では、慢性的な渋滞が発生し、特に小仏トンネル付近を先頭にした渋滞により、経済的・時間的損失が発生しています。このことから、平成２７年８月に「上り線」、平成２９年３月に「下り線」の渋滞対策事業が許可されました。しかし、「上り線」の渋滞対策事業は、完成までに１０年程度かかるといわれていることから早期完成が求められており、「下り線」については、早期工事着手が求められています。
- 富士北麓地域は、世界に誇る富士山や富士五湖をはじめとする国際観光地として、毎年、国内外から多くの観光客を受け入れています。その周辺観光地への回遊性の向上を図ることが求められております。さらに富士山噴火や東海地震などの大規模災害が懸念される中、災害時における沿線地域からの避難や沿線地域に向けての救援ルートを確保するためにも、スマートインターチェンジの整備が求められています。
- また、鳴沢村周辺地域は主要道路が国道１３９号のみであることから、観光シーズンでは慢性的な渋滞が起きています。そのため富士山噴火や東海地

震の際には、避難・救助道路としての機能を有するのが危惧されています。そこで、バイパスの新設、中央道河口湖ＩＣから西富士道路に接続する高速自動車道の整備、若彦トンネルから国道１３９号に接続する路線整備が必要とされています。特に高速道路を盛り土構造にすることで富士山噴火の際の溶岩流への導流堤の役割も期待されております。

- 本県では、高速道路の効果を最大限に活用するための地域高規格道路として、「新山梨環状道路」の整備が進められています。
- さらに、南関東地方との連携・交流を促進するため、現在、整備中である新東名高速道路への連結強化が必要であり、新東名高速道路・新御殿場ＩＣの供用に併せた、国道１３８号(須走道路及び御殿場バイパス(西区間))の整備促進が求められています。
- 道路整備における「事業の必要性」・「費用対効果」の判断にあたっては、住民が安心して使用できる、救急医療アクセスや災害時の代替ルートになる等、地域の実情も反映されることが望まれます。
- 町村では、県道の一部において、歩道が未設置、車両すれ違いが困難な狭小な道路が存在しています。これらの道路は町村住民が安心して使用できず、非常時においても支障が生じます。町村や地域住民の声が反映された道路整備が必要です。
- また、町村道及び広域農道においては、整備が行き届いていないのが現状です。日常生活、緊急時の安全な使用のため計画的な整備が必要です。このことから、町村道の整備のため地方創生道整備推進交付金の十分な予算枠の確保と配分が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 中部横断自動車道の早期実現
 - (1) 事業中区間(新清水ＪＣＴ～六郷ＩＣ)の平成３１年度までの確実な全線完成
 - (2) 基本計画区間(北杜市～佐久穂町)の整備計画区間への早期格上げ
 - (3) 沿線地域振興計画との協調連携(地域活性化に資するＩＣ・ＳＡ・ＰＡ・道の駅の設置)
- 2 中央自動車道の整備及び利用の促進
 - (1) 上野原ＩＣ以东の「上り線」及び「下り線」の渋滞対策事業の早期完成
 - (2) (仮称)富士吉田南スマートＩＣ、(仮称)談合坂スマートＩＣ及び(仮称)甲府中央スマートＩＣの整備促進
- 3 地域高規格道路等の整備促進
 - (1) 新山梨環状道路の北部区間の広瀬ＩＣ～桜井ＩＣ間の早期完成と事業化されていない残りの区間の早期事業化及び東部区間の整備促進
 - (2) 甲府富士北麓連絡道路の整備促進

- (3) 国道 139 号の道路整備及び中央道河口湖 I C と西富士道路間の高速自動車道の整備
- (4) 国道 138 号の須走道路及び御殿場バイパス(西区間)の整備促進
- 4 広域的な主要道路網の整備促進
- 5 国道・県道の整備促進及び町村道の均衡ある道路網の整備推進
 - (1) 地域の実情を反映した国道・県道の計画的な整備促進
 - (2) 国道・県道の狭小区間の解消及び歩道の設置
 - (3) 町村道整備に向けた地方創生道整備推進交付金の十分な予算枠の確保

20 治山治水事業の推進強化について

【提案・要望の要旨】

地域住民の生命財産や生活基盤を守り、安心して暮らせる町づくり村づくりのため、治山治水事業を推進強化すること及び真に必要な公共事業として、各種災害に対する防災・減災対策を実施すること

【現状と課題】

- 本県は、地形が急峻かつ地質的に脆弱で、その大部分が地震防災対策強化地域等に指定されることから、東海地震や南海トラフ地震をはじめ、大規模災害時のライフライン確保、危機管理対策等、各種防災対策の総合的取組みが強く求められています。
- さらに近年、局地的かつ記録的な集中豪雨を要因とする災害が頻発しており、治山治水事業の必要箇所が増大しています。
- 治山事業では、県は山腹崩壊や荒廃溪流等の荒廃地の復旧整備及び荒廃森林の整備、地すべり防止対策を計画的に実施しています。町村では、国庫補助事業や県単独事業の対象とならない小規模な事業を今年度より県から補助を受けながら整備に取り組んでいます。
- しかし、北海道胆振地震や西日本豪雨等大規模災害を得て、地域住民の災害への危機感は増しています。今後も地域住民が、安心して暮らせる町づくり村づくりを進めていくためにも、治山治水事業の推進強化が求められます。
- また、土砂崩れや地すべり等対策工の流水処理では、一体的かつ総合的に実施することで、防災効果をより高めることができます。県では組織内の連携を密にするとともに、流水処理においても責任ある対応が求められます。
- 治水事業では、護岸未整備地域の護岸の整備や河川管理用施設の改修に加え、河川情報基盤整備を進めるほか、流出土砂の堆積等による河床の上昇が見られる箇所では、河川の流下能力向上のため早急な浚渫工事の実施が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の総合的かつ強力な推進
 - (1) 治山事業の推進強化
 - (2) 砂防堰堤及び土砂災害防止対策等、砂防事業の強化
 - (3) 法面保護及び落石防止等、急傾斜地崩壊対策事業の強化
- 2 河川事業の推進強化
 - (1) 河川重要水防区域及び護岸未整備箇所の整備推進
 - (2) 河川の浚渫、堤防の除草、自生雑木の除去等、定期的かつ継続的な河川維持管理の強化

2 1 上水道・下水道事業の安定的な経営確保について

【提案・要望の要旨】

上水道・下水道事業における施設等の維持補修・整備・更新に対する財政支援及び償還に関する地方交付税措置等の財政支援の充実を図ること

【現状と課題】

- 上水道・簡易水道事業は、安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設の整備拡充、維持管理体制の効率化に鋭意努力してきたところであります。
- 安全で良質な水道水の供給、自然災害時の給水確保等水道に対する住民のニーズは、従前にも増して多様化しています。町村では、こうした住民の要望に応え、給水サービスの向上、信頼される水道を構築していくために、施設の計画的な更新及び市町村の行政区域を越えた広域化の推進等に取り組まなくてはなりません。
- しかし、簡易水道事業の多くは、中山間地に位置し人口減少が著しく立地条件に恵まれていない地域が多く、脆弱な財政基盤や技術職員の不足といった極めて厳しい状況に置かれています。
- 様々なニーズや課題への対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業費を要する一方で、直接料金収入の増加につながらないため、その資金を各町村が独自で負担することは、水道事業経営に及ぼす影響も大きく、国や県における柔軟な財政支援なくしては不可能であります。
- そのため、効率的な運営体制を整えるため簡易水道事業は、平成28年度までに上水道事業へ統合することとされました。
- それに伴い、簡易水道施設整備補助金は平成28年度末で終了予定となっていました。平成31年度まで期間延長、統合後も残事業がある時は継続されることとなりました。しかし、町村によっては、集落が広範囲に点在し、地理的、地形的条件が悪く、補助期間内の事業完了が困難であるため、今後も簡易水道事業を行う必要があります。継続して事業を行う町村のために、簡易水道施設整備補助金のさらなる期間延長が望まれます。
- また、現状の簡易水道施設整備補助金は、財政力指数0.3を超える町村では補助率4分の1、0.3以下の町村では3分の1と少なく、十分な補助率とは言えません。財政力指数0.3を超える町村では補助率3分の1、0.3以下の町村では2分の1にするといった、簡易水道施設整備補助金の補助率の拡大が求められます。
- 少ない簡易水道施設整備補助金に加え、アロケーションによる査定も加わ

り町村へ支給される助成金額は大幅に減額されます。簡易水道事業の運営のためにも、アロケーションによる査定の撤廃が求められます。

- 一方で、下水道事業では、公衆衛生の向上、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に大きく寄与してきました。さらに安全・安心な社会の実現に欠くことのできない基礎的な社会基盤であるため、県内町村では計画的な事業執行に取り組んでいますが、下水道事業の実施には一定の建設費用と期間を要するため、脆弱な財政基盤の中で、起債償還の負担は大きく、全国平均普及率と比べ、整備が進んでいない状況です。
- しかし、東日本大震災や熊本地震を経て、下水道施設の耐震化及び老朽化施設の更新の重要性が再認識され、未普及地域の早急な整備と既存施設の耐震化や長寿命化への対応が必要となりました。今後更なる事業費の増加に伴う起債又は一般会計からの繰入金の増加が見込まれ、町村財政への負担が懸念されます。
- 将来における料金の安定化、下水道事業の促進及び町村財政への負担軽減を図るためにも、下水道事業補助対象事業の補助率の引上げや普及率の低い町村への重点的な配分等、町村の要望に柔軟かつ適切で継続的な財政措置が求められます。
- また、流域下水道事業は県と関連市町村が協力して事業を進めており、広域的に汚水処理を行うことで、施設の維持費、維持管理費が軽減されております。維持管理費は、本来、使用料収入で賄うものであり、町村では使用料収入を増加させるため、接続促進に努めていますが、現状一般会計からの繰入れで補っており、更なる維持管理費の縮減が必要となります。
- 町村では水洗化率向上のため、単独補助事業より水洗化事業を行い、促進に努めています。しかし、限られた財源では限度がありさらなる水洗化率向上のためには国からの財政支援が必要です。

【具体的提案・要望内容】

1 上水道事業に対する要望

- (1) 水道施設整備費補助事業に対する補助率の引き上げと必要な予算額の確保
- (2) 水道基幹施設（取水施設、貯水施設及び配水施設等）の更新事業に対する国庫補助制度の拡充
- (3) 水道施設等耐震化事業の採択基準の緩和と補助率の引き上げ
- (4) 簡易水道施設整備補助金の採択基準の緩和と期間の延長
- (5) 簡易水道施設整備補助金におけるアロケーションの撤廃

2 下水道事業に対する要望

- (1) 事業に対する財政措置の拡充並びに必要な予算額の確保及び継続的な支援

- (2) 施設耐震化及び長寿命化事業の対象範囲の拡大と要件緩和
- (3) 流域下水道事業の維持管理に係る町村負担金の軽減
- (4) 町村水洗化工事補助事業に対する国からの財政支援

2 2 社会資本総合整備事業関係予算等の充実について

【提案・要望の要旨】

社会資本総合整備事業関係予算等を活用した各種事業が円滑に推進できるよう、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための予算額を確保すること

【現状と課題】

- 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のため基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に整備、支援するための制度であり、各地域の要望を踏まえ、地域の政策課題を実現するための各種事業に所要額が配分されています。
- 町村では、地域が抱える課題を抽出した上で、社会資本総合整備計画を策定し、道路、下水道、区画整理等の基幹的事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業に対し交付金を最大限活用し、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めています。
- さらに、平成24年度から、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策の取組みを支援するために「防災・安全交付金」が創設され、老朽化した道路、橋梁等の長寿命化や公共施設の耐震化等による安全性の向上、市街地の防災力の向上等の地域が抱える課題へ計画的に取り組んでいます。
- しかし依然として国の当初内示額が町村の要望額を大幅に下回り、事業を推進する上で必要な交付金が十分に確保されていない状況にあります。社会資本整備が遅れている地域や財政力の弱い地域では、計画期間内に必要な事業の執行ができないなどの支障が生じているため、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を安定的に確保することが求められます。また、交付金の運用に当たっては、使途や目的に関する自由度を高めるとともに、地方にとってより使いやすいものとなるよう制度の弾力的運用が図られることが望まれます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、社会資本総合整備事業における山梨県の十分な予算枠の確保
- 2 継続事業や年度間の事業費の変動等に配慮し、町村にとって必要な事業の執行に支障が生じないような交付金の配分
- 3 地方の裁量をより柔軟に反映できる、使いやすい制度となるよう、制度の弾力的運用及び事務手続の簡素化に対する一層の配慮

2 3 移住定住促進に向けた住宅の活用について

【提案・要望の要旨】

町村が行う移住定住の促進に向けた住宅の整備への助言及び財政支援を行うこと

【現状と課題】

- 山梨県は豊かな自然に恵まれ、東京圏へも近いため、移住希望者に人気が高く、移住希望地ランキングで5年前から毎年長野県と1位、2位を競っており、移住先として人気が定着してきております。
- 県では山梨暮らし支援センターを設置し、山梨県への移住の相談を受け付け、住宅情報、就労情報、県や市町村の支援制度の紹介等積極的な情報提供を行いながら、移住を促進しています。
- 一方で移住希望者や将来移住を考えている人は、移住先の判断材料として、移住先の風土や環境に馴染めるかを重視しています。
- そのため、町村では移住希望先の生活を体験できる場としてのお試し住宅を整備しています。実際に希望先に住んでみるお試し住宅は移住定住促進の有効な手段となります。
- しかし、現状の旅館業法の適用外の限られた運用ではお試し住宅の自立した運営が確立できません。お試し住宅を旅館業法の適用外にする等、お試し住宅に対する旅館業法の規制緩和を求めるところです。
- また、移住促進には空き家の活用も考えられます。移住定住希望者が購入や賃借を前提として空き家に短期で居住することは旅館業法の適用外となりました。山梨県の空き家率は平成25年では22.0%と全国平均13.5%を大きく上回り全国最下位となっています。空き家を活用した移住定住促進を行うことで、空き家の解消も期待されます。
- 国土交通省では、空き家の活用を後押しするために、全国版空き家・空き地バンクを平成30年4月から本格運用しました。行政区域にとらわれず効率的に移住者が目的に沿った県内の空き家を検索でき、機会を逃すことなく即時に対応できることから、その構築は空き家活用に大変有効であると考えます。
- 県では、各市町村の運営する「空き家バンク」の活用を推進するため平成27年より「山梨県甲斐適住居移住サポート事業費補助金」を開始しました。「空き家バンク」に登録した物件が売買・賃貸借契約に至った場合に空き家所有者に奨励金を交付する市町村の事業に対して県が助成を行う制度ですが、平成29年度に終了となりました。「空き家バンク」活用や空き家の解消に向け、これから制度を整備しようとしている町村もあります。そのため「山梨

県甲斐適住居移住サポート事業費補助金」に代わる継続的な助成制度の創設が望まれます。

- 空き家は、景観の悪化だけでなく、老朽化や自然災害により倒壊する危険性があり、住民の安全・安心・快適な生活環境の確保の支障となっています。移住に適した住み替えや地域コミュニティの拠点となる施設への転用等、各空き家の状況や地域の実情に応じて取り組むことが重要であります。
- 町村では、人口ビジョンや総合戦略を定め、人口減少対策に積極的に取り組んでいるところです。田園回帰の流れの中、子育て世代や退職帰農者等の移住が期待されます。今後、移住者として期待される世代に対応した豊かな住環境を創出していく必要があります。
- 住環境が整っていないければ、人はやってきません。住環境の整備の遅れがそれだけ移住定住者獲得のチャンスロスにつながりかねません。町村の移住定住促進に向けたお試し住宅の整備、移住者による空き家の改修や買取への補助等、移住定住に向けた住環境の整備への技術的・財政的支援が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 お試し住宅の自立的な運営に向けた旅館業法の規制緩和
- 2 空き家等の利活用対策に対する継続的な財政支援及び県独自の助成制度の創設
- 3 移住定住に向けた空き家等住宅活用に向けた情報を共有できる体制づくり

2 4 教育環境の充実について

【提案・要望の要旨】

義務教育期における教育環境（教職員配置）の確保・充実を図るとともに、学校施設の整備に関し必要な財政措置を講じること

【現状と課題】

- 町村は、山間へき地等小規模校を多く抱え、課税客体も相対的に乏しいことから、義務教育費国庫負担金の一般財源化により懸念される地域格差及び過疎地域の学級編制や学校運営等への対応が課題としてある中で、それぞれの地域に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数学級を推進するなど、教育環境の充実を図っていかねばなりません。
- また、小・中学校の通常の学級において、特別な教育的支援を要する児童・生徒の状況も増加の傾向にあり、これまでも特別支援教育支援員の配置に向け、交付税措置による財政措置の拡充が図られてきましたが、これらの児童・生徒への対応に各町村が配置している特別支援教育支援員だけでは対応できない状況にあります。一部の町村においては、これらの交付税措置における支援員に加え、単費負担で配置している町村もありますが、財政状況も厳しく、継続して雇用していくことは難しい状況です。
- 小規模町村あるいは過疎地域では、依然、複式学級の編制や町村単独教職員の配置をせざるを得ない状況であり、国におけるさらなる学級編制の標準の改善及び教職員定数の改善が行われることが必要です。
- 平成32年度からの小学校の英語の教科化に向け、現在、県においても英語免許所有者等の採用枠を取り入れる等の対策が進められております。しかしながら、すべての小学校への人的の整備には、まだ至っていない状況があり、町村においては、単費で配置するなどの状況も生じております。
- 多忙化改善のため重要課題として取り上げられている人的配置・外部人材の活用・校務支援システム・会計業務の管理・IT化を進めるにあたり人材及び予算の確保が不可欠ではあるが、小規模自治体では困難な部分があります。
- さらに、小規模中学校においては免許外教科担任解消のため非常勤講師が配置されていますが、小規模中学校非常勤講師取扱要綱において7学級の中学校については県教育委員会が指定するとなっており、現状では1教科のみの配置となっていることから、主要3教科全てに複数教員を配置することができません。また、勤務時間の目的外使用はできないものとされており、一部を除く研修への参加や教材作成等する際は町村の単費負担となっています。

- また、県内町村の多くは主に財政的理由から指導主事を単独ではなく共同設置しています。よりきめ細かな学校教育に関する専門的事項の指導をするため指導主事の派遣又は配置のための財政支援が望まれます。
- 県境の町村では高校進学にあたり近隣の県外公立高校への進学を選択する場合があります。その際、入学条件に親を含めた転居要件があるため高校入学と同時に県外へ転居してしまいます。各町村では出生から子育て支援を施していますが高校入学と同時に県外へ転居されてしまうため、人口減少対策という観点から越県高校入学に関し転居なしでの入学許可と自宅通学が可能となるよう各都県との隣接都県協定を結ぶことが望まれます。
- 公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時の応急避難場所としても重要な役割を果たしております。現在使用している学校施設の多くは、第2次ベビーブーム期の児童生徒急増期に建築された建物や老朽化した木造校舎等を増改築した建物で、予防保全を取り入れた計画的・効率的な老朽化対策が重要な課題となっております。また少人数学級の導入等による新增築事業の推進や再生可能エネルギー等の環境を考慮した施設整備など、施設の適正化や環境改善を図ることも重要であります。
- 町村が老朽化対策をはじめ、多様化する教育内容・方法や環境改善に必要な施設整備、トイレ改修や空調設備の設置、給食施設の整備等について計画的に取り組んでいくためには、国の財政支援の充実が必要不可欠であります。

【具体的提案・要望内容】

1 教育環境（教職員配置）の確保・充実

- (1) 地域に応じたきめ細かな指導ができるよう少人数教育推進に向けたさらなる学級編制の基準の改善及び教職員定数の改善
- (2) 複式学級及び免許外教科担当職員の解消のため、複式学級編制の基準及び教職員定数の改善
- (3) 通常学級においても特別支援が必要である学級の県費負担教員の配置増員並びに特別支援教育支援員の増員に対する交付税措置の増額等の財政措置の拡充
- (4) 英語指導を行える教員の育成及び確保並びに英語科実施に伴う取り組みに対する財政支援
- (5) 多忙化改善対策のための県費負担教員の配置増員及び多忙化改善対策に対する財政措置
- (6) 事務職員、スクールカウンセラーなどの配置基準の改善
- (7) 小規模中学校における免許外教科担任の解消を図るために配置する非常勤講師の配置基準（7学級の中学校への拡大）の改善及び教材作成等の

時間の確保

(8) 指導主事の派遣又は配置に対する財政措置

(9) 越県高校入学に伴う転居に関する隣接都県協定の締結

2 公立学校施設整備事業の財政措置の充実

(1) 町村が実施する学校施設整備に必要な財源を安定的に確保するための
財政措置の充実

道路・河川整備箇所

道 路 整 備 箇 所

【市川三郷町】

- 主要地方道甲府市川三郷線の歩道整備(通学路)
- 町道竈鼻川浦線・市川大門バイパス交差点から、中央市・昭和バイパスを結ぶ新設道路促進
- 主要地方道笛吹市川三郷線の早期完全二車線化
- 主要地方道笛吹市川三郷線上野地内の歩道整備(通学路)
- 市川三郷町黒沢地内から新割石トンネル間のバイパス道路の整備促進
- 新宇野尾トンネルから新割石トンネル間の道路新設促進
- 主要地方道市川三郷身延線岩間地区の歩道整備
- 鹿島落居線(県代行事業)のトンネルを含めた全線開通
- 県道甲斐岩間停車場西島線月見橋の耐震化(全線整備)
- 県道市川大門停車場線の歩道整備
- 主要地方道市川三郷富士川線の歩道整備
- 主要地方道六郷インター線(峡南橋付近)の渋滞対策
- 主要地方道甲府市川三郷線の郡農協前交差点整備

【早川町】

- 県道南アルプス公園線保地内の落石防護網の設置
- 県道南アルプス公園線黒桂地内の法面整備(片側交通規制の解消)
- 県道南アルプス公園線及び雨畑大島線除草実施
- 県道南アルプス公園線全線舗装補修整備
- 県道雨畑大島線下見原トンネル及び鳥屋トンネル内の排水施設整備

【身延町】

- 中部横断自動車道中富 IC から国道 300 号市之瀬地内を結ぶ道路の新設
- 国道 52 号の雨量事前規制解除(古屋敷)と防災工事の促進
- 国道 52 号 大城川橋の拡幅改良(大城川の通水断面の確保も含む)
- 国道 300 号 中之倉地内の道路改築工事の促進
- 主要地方道市川三郷身延線 三沢・市之瀬間のバイパス建設
- 主要地方道市川三郷身延線 大河内橋付近の道路改良、橋梁整備
- 主要地方道市川三郷身延線 身延橋の耐震化促進
- 一般県道遅沢静川線 道路改良工事の促進(夜子沢から切石)
- 一般県道割子切石線 上田原地内のバイパス建設
- 一般県道割子切石線 富士川橋の耐震化及び修繕
- 一般県道湯之奥上之平線 湯町バイパス建設

- 一般県道湯之奥上之平線 JR 下部温泉駅付近の道路改良(踏切拡幅を含む)
- 一般県道下部飯富線 一色清水下地内道路改良工事の促進
- 一般県道下部飯富線 飯富橋の架け替え、鳩打トンネルの改修
- 一般県道甲斐岩間停車場西島線 月見橋の耐震化
- 一般県道身延本栖線 一里松地内の道路改良工事の促進
- 一般県道大城小田船原線 国道52号から門野地内道路改良工事の促進
- 一般県道本栖湖畔線 湖畔道路の道路改良工事の促進
- 林道湯之奥猪之頭線の法面改修
- 林道豊岡梅ヶ島線の早期復旧(全面開通)

【南部町】

- 県道内船停車場線南部橋西詰～南部バイパス間の道路新設
- 県道富士川身延線小内船から役場分庁舎までの路線計画決定と整備促進
- 県道富士川身延線井出駅から十島城山トンネル間の道路改良
- 県道富士川身延線御屋敷から国道52号交差点までの整備促進
- 県道高瀬富士線富栄橋交差点からの歩道新設
- 県道高瀬富士線町屋地内の狭隘区間解消のための整備促進
- 県道高瀬富士線竹の沢地内の狭隘区間解消のための整備促進
- 県道高瀬富士線徳間地内(石合から静岡市中河内まで)の交通不能区間解消整備促進

【富士川町】

- 県道42号線(県道韮崎南アルプス富士川線)鯉沢警察署前から追分交差点までの電線類地中化
- 県道42号線長澤地区歩道設置(未設置箇所への設置)
- 国道52号鬼島地区歩道設置(未設置箇所への設置)
- 国道52号鬼島地区路面の嵩上げ
- 県道42号線鯉沢地区南川橋の改修
- 県道市川三郷富士川線富士橋の架け替えに伴う国道52号交差点以西の改良
- 鹿島落居線(県代行事業)のトンネルを含めた全線開通
- 高下鯉沢線高下地区及び鯉沢地区の改良
- 県道平林青柳線の延伸(県道青柳42号線交差点～県道市川三郷富士川線)
- 林道丸山線・池の茶屋線狭隘部分の拡幅、待避所増設及び舗装整備
- 櫛形山林道南尾根登山道口の駐車場整備
- リニア中央新幹線側道整備に対する支援

【昭和町】

- 第一次緊急輸送道路である主要地方道甲府市川三郷線(昭和バイパス)の電柱類地中化に伴う改良
- 都市計画道路昭和玉穂中央通り線における県道甲府市川三郷線から中央市までの JR 身延線を通過する跨線橋の道路整備を山梨県にて代行し、早期供用開始を望む
- 県道「昭和バイパス」西条立体交差点付近の改修
- 県道「甲府市川三郷線」歩道設置(押越地内～河西地内)
- 県道「甲斐中央線」歩道設置(築地新居地内)
- リニア駅周辺の整備等に伴う施設誘致とアクセス道路の新規整備

【道志村】

- 急輸送道路である国道 4 1 3 号の歩道整備及び拡幅改良
- 緊急輸送道路である県道 2 4 号(都留・道志線)道坂トンネルの建設促進及び避難ルートとしての認定

【西桂町】

- 県道富士吉田西桂線の早期完成
- (仮称)県道西桂都留線の整備計画策定(西桂町小沼～都留市宝～大月市初狩(国道 2 0 号))

【忍野村】

- 一市二村間(富士吉田市及び忍野村・山中湖村)連絡道路の新規整備(忍野村忍草 1 4 0 5 番地先～山中湖村平野区間)
- 県道山中湖忍野富士吉田線の排水施設整備(忍野村内野 4 7 5 3 番地先～忍野村忍草 6 3 9 番地先)、特に富士見橋前後の県道
- 村内ハイキングコースの荒廃箇所整備・サイクリングロードの延伸
- 県道山中湖忍野富士吉田線セルバ前交差点の整備(忍草 1 4 0 5 番地先)
- 県道山中湖忍野富士吉田線鳥居地トンネル内の照明の増設及び舗装の改修

【山中湖村】

- 国道 1 3 8 号山中湖西交差点から明神前交差点までの歩道整備
- 国道 1 3 8 号道路改良舗装
- 国道 1 3 8 号山中湖西交差点の改良整備
- 村内ハイキングコースの荒廃地の改修整備
- サイクリングロード改修舗装

- 湖畔沿いの電線の地中化
- 県道山中湖忍野富士吉田線の山中湖～忍野間の電線地中化
- 山中湖忍野富士吉田線(山中湖村～忍野村)の電線地中化について
- 山中湖忍野富士吉田線(山中湖西交差点～花の都公園入口)の歩道整備について
- 山中湖忍野富士吉田線(花の都公園入口)交差点の改良について
- 山中湖～小山町連絡道路の新規整備について
- 山中湖山北線パノラマ台周辺駐車場整備について
- 国道413号線・県道山北山中湖線交差点(平野交差点)の改良舗装について

【鳴沢村】

- 国道139号鳴沢地内の4車線化整備促進
- 県道富士宮・鳴沢線の整備促進
- 災害時に住民を避難させる新規防災道路の建設(鳴沢村内～富士河口湖町長浜～若彦路～国中地域)
- 河口湖ICから西富士道路に至る高速道路の整備

【富士河口湖町】

- 県道(706号)精進湖畔線の歩道整備
- 県道(707号)富士河口湖・富士線(船津地区富士河口湖高校)歩道整備
- 県道(21号)富士河口湖・精進線(大石地区)拡幅改良工事
- 現在建設中の合併支援道路(県道714号鳴沢・富士河口湖線)先から県道(710号)青木が原・船津線までを繋ぐトンネルの設置
- 県道(21号)富士河口湖・精進線 西湖畔を周回する歩道及び河口湖より西湖までの歩道整備
- 県道(710号)青木が原・船津線の西湖より富岳風穴までの歩道整備
- 県道(710号)青木が原・船津線(長浜地区)ウォーキングトレイル(歩道)整備
- 国道137号船津三叉路より県道(707号)富士河口湖・富士線までの道路
- 国道139号船津登山道入口交差点付近の雨水対策工事

【小菅村】

- 国道139号狹隘箇所及び危険箇所の改良
- 県道上野原丹波山線長作地内狹隘箇所の改良
- 県道上野原丹波山線今川トンネルの早期事業化

【丹波山村】

- 国道４１１号おいらん淵～県境鴨沢間の改良整備
- 国道４１１号東京都奥多摩町内のトンネル改良整備
- 県道上野原丹波山線今川トンネルの早期着工

河 川 整 備 箇 所

【市川三郷町】

- 芦川河川改修事業の早期完成
- 押出川 JR 身延線道林踏切より上流側の河川整備
- 芦川新田橋上流 1 0 0 m より下流側青洲橋間の左岸側護岸嵩上げ整備
- 芦川高萩地内の左岸整備
- 芦川青洲橋より上流側浚渫
- 鳴沢川高田大正地内から碑林公園までの河川整備(重点箇所:平塩地内護岸整備)
- 印川新印川橋上流未整備区間の河川改修整備
- 新川黒沢地内未整備区間の河川改修整備
- 山田川県道山田橋上流側の両護岸整備
- 葛籠沢川五八地内の河川整備及び葛籠沢地内雑草除去(重点箇所:五八地内護岸改修)
- 宮原川宮原地内上流側未整備区間の河川改修整備
- 三沢川浚渫及び雑草除去

【早川町】

- 保川、万年橋上流左岸の護岸整備
- 早川、小縄地区における堆積土の除去及び立木処理(立木:景観への悪影響)
- 早川、保地内右岸の護岸整備

【身延町】

- 富士川右岸切石地区の護岸整備
- 富士川右岸八日市場地区の護岸整備
- 富士川右岸伊沼地区の護岸整備
- 富士川左岸宮木地区の護岸整備
- 富士川左岸帯金地区の護岸整備
- 富士川に自生する雑木の除去(鳥獣害対策)

【南部町】

- 戸栗川左岸成島竹ノ花地先の護岸整備
- 戸栗川柳島地内温井橋～新共栄橋間の護岸整備
- 塩沢川右岸大塩地内県道塩沢橋下の護岸整備
- カヤノ木川 JR 身延線周辺の護岸整備

- 楮根川の左岸宮原地内の床固工と根継工
- 富士川の上富士川橋付近の帯工設置
- 陰沢川の護岸改修
- 横沢川の起点～終点までの護岸整備
- 一級河川の堆積土浚渫及び雑草草刈り(根岸川、船山川、西川、下島川、塩沢川、大和川、長田川、島尻川、横沢川、万沢川)

【富士川町】

- 富士川の内水対策、青柳排水機場の改修整備と新田救急排水機場との接続連携及び東川護岸改修
- 富士川の内水対策、長沢排水機場の改修整備
- 富士川左岸鰐沢地区駅前通の堤防整備
- 富士川右岸鰐沢地区鬼島の堤防整備
- 南川鰐沢地区南川橋(県道42号線交差点)付近の河床改修
- 富士川親水公園下流の護岸整備
- 長沢川・坪川・秋山川・大柳川・戸川の河床土砂撤去
富士川の内水対策 禹の瀬の拡幅

【昭和町】

- 一級河川「鎌田川」本改修と治水対策のための一級河川鎌田川の部分改修を早期に望む

【道志村】

- 一級河川道志川の和出村地区より上流部の河床整備

【西桂町】

- 桂川に自生する雑木の除去
- 柄杓流川に自生する雑木の除去

【忍野村】

- 新名庄川及び桂川の護岸整備
- 新名庄川及び桂川の浚渫
- 新名庄川廃水対策として隧道の建設
- 新名庄川の崩落個所の改修
- 桂川沿いの遊歩道整備

【山中湖村】

- 大堀川の河川区域の見直し

- 大堀川の護岸整備
- 一の砂川の護岸整備
- 土砂災害警戒地域(特別警戒含む)への砂防対策事業

【富士河口湖町】

- 大石地区 急傾斜地崩壊対策事業
- 寺川(河口地区)の護岸整備
- 精進地区 急傾斜地崩壊対策事業(県道精進湖畔線沿い)
- 船津地区 国道137号線沿い急傾斜地崩壊対策事業
- 長浜地区 室沢川 的場川の河口浚渫
- 船津3258番地先町道の冠水
- 県営河口湖団地周辺及びホテルレジーナ河口湖以東の護岸整備

【鳴沢村】

- 大木原地区 土砂災害基礎調査(土石流)の実施及び砂防対策事業
- 水上地区 砂防対策事業
- 別荘地区 土砂災害警戒地域への砂防対策事業

【小菅村】

- 小菅川右岸(橋立地内)の護岸整備
- 白沢川右岸(白沢地内)の護岸整備
- 山沢川左岸(山沢入地内)の護岸整備
- 長作川両岸(長作地内)の護岸整備

【丹波山村】

- 丹波山温泉上流丹波川右岸高尾地区の護岸整備
- 丹波山温泉上流丹波川左岸高尾地区の護岸整備
- 丹波川浚渫工事

